

第 46 条関係 別に定める確認検査手数料

一般財団法人 長野県建築住宅センター確認検査手数料表

1. 基本確認検査手数料

(単位：円)

項 目		確認審査	中間検査	完了検査	中間検査を実施した 場合の完了検査
申請部分の 延べ面積	区分				
30 m ² 以内	特例あり	8,000	18,000	16,000	13,000
	その他	12,000		17,000	
30 m ² を超え 100 m ² 以内	特例あり	13,000	21,000	18,000	19,000
	その他	19,000		21,000	
100 m ² を超え 200 m ² 以内	特例あり	19,000	28,000	23,000	25,000
	その他	31,000		26,000	
200 m ² を超え 500 m ² 以内	特例あり	31,000	36,000	30,000	36,000
	その他	54,000		37,000	
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	特例あり	46,000	54,000	49,000	56,000
	その他	71,000		59,000	
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内		103,000	76,000	81,000	76,000
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内		215,000	155,000	155,000	145,000
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内		355,000	245,000	235,000	225,000
50,000 m ² を超えるもの		615,000	505,000	465,000	445,000
建 築 設 備	小荷物専用昇 降機			13,000	
		計画変更			
	上記以外			20,000	
		計画変更			
工 作 物		14,000		16,000	
	計画変更	8,000			

- (1) 「特例あり」とは、法第6条の4又は第7条の5の規定による確認又は検査の特例を受けるものをいう。
- (2) 特例を受けない建築物と合わせて「特例あり」建築物を申請する場合は、申請の全てを特例を受けない建築物として扱う。
- (3) 確認審査を申請する場合の申請部分の延べ面積は、次に掲げるところにより算定する。
 - 1) 建築物の新築、増築又は改築の場合は、当該部分の延べ面積とする。
 - 2) 建築物の大規模の修繕、大規模の模様替、移転又は用途変更の場合は、当該部分の延べ面積の2分の1の面積とする。

3) 計画変更の場合は、床面積が増加する部分の延べ面積に、計画の内容を変更する部分の延べ面積の2分の1を加算した面積とする。この場合、計画の内容を変更する部分が上記2)に該当する場合は、上記2)により算定した面積をもとに算定するものとする。

(4) 完了検査を申請する場合の申請部分の延べ面積は、(3)の1)及び2)による。

2. 確認検査手数料の加算額

確認・検査申請が次の各号に掲げるものに該当する場合、各号に定める手数料を加算する。

(1) 構造計算の審査が必要な場合の加算額

(単位：円)

床面積	加算額	
	ルート1相当	他機関で構造計算適合性判定を行った場合の整合性審査
100㎡以内	10,000	8,000
100㎡を超え500㎡以内	20,000	
500㎡を超えるもの	50,000	

注) 床面積は、構造上の独立部分ごとに適用する。

注) 移転の場合は、対象床面積の2分の1の面積とする。

注) 計画変更の場合は、増加に伴い構造審査を行う部分の床面積に、変更に伴い構造審査を行う部分の床面積の2分の1を加算した面積とする。(Exp. J を取りやめて一体となる場合は全体の面積を加算する。)

(2) 構造計算(ルート2)の審査が必要な場合の加算額(法第6条の3第1項ただし書の規定による審査の特例を受ける場合)

(単位：円)

床面積	加算額
1,000㎡以内	120,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	160,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	190,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	250,000
50,000㎡を超えるもの	500,000

注) 床面積その他の扱いは(1)と同様

(3) 天空率の審査が必要な場合の加算額

(単位：円)

加算額	10,000
-----	--------

(4) 避難安全検証法又は耐火性能検証法の審査が必要な場合の加算額

(単位：円)

加算額	30,000
-----	--------

注) 耐火性能検証法には、防火区画検証法を兼ねて行う場合を含む。

(5) 省エネ適合性判定対象建築物の完了検査の加算額

(単位：円)

床面積	加算額
200 m ² 以内	5,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内	7,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	12,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	16,000
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	31,000
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	47,000
50,000 m ² を超えるもの	93,000

注) 建築物の棟ごとに適用。

注) 上表の加算額は、直前の省エネ適合性判定を長野県建築住宅センターで行った場合の額とし、その他の場合の加算額は、上表の金額に2を乗じた額とする。

注) 仮使用認定の検査に併せて、省エネの完了検査を同時に行った場合は、その面積を除く。

3. 仮使用認定手数料 (法第7条の6関係)

1) 基本手数料

(単位：円)

基本手数料	120,000
-------	---------

2) 省エネ適合性判定対象建築物に係る加算額

仮使用認定をする部分の床面積に対する第2の(5)による加算額

4. 帳簿記載事項証明書交付手数料

(単位：円)

手数料	1,000
-----	-------